第1回 阿武隈川本宮左岸地区まちづ(り懇談会 懇談会資料

平成19年10月22日

阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会事務局

資料 目次

1. 懇談会の背景と趣旨

- 1-1.本宮市の概要
- 1-2. 阿武隈川の河川整備計画
- 1-3.まちづくり計画の概要
- 1-4.本宮左岸地区の堤防整備の課題
- 1-5.懇談会の趣旨・目的

2. 懇談会の検討内容とスケジュールについて

- 2-1. 懇談会の検討内容と進め方
- 2-2. 懇談会の概要
- 2-3.アウトプットイメージと事業への反映

3.本宮左岸地区の現状とまちづくりの方向性について

- 3-1.検討地区のゾーン区分
- 3-2.検討地区の現状
- 3-3.検討地区のまちづくりの方向性

1. 懇談会の背景と趣旨

- 1-1.本宮市の概要
- 1-2. 阿武隈川の河川整備計画
- 1-3. まちづくり計画の概要
- 1-4. 本宮左岸地区の堤防整備の課題
- 1-5. 懇談会の趣旨・目的

概要

▶平成19年1月に本宮町と白沢村が合併し、本宮市となる。

▶人口:31,748人(H19.9.1現在)

▶面積:約88km²

▶市の花:ぼたん(牡丹)

▶市の木:まゆみ(檀)

▶市の鳥:うぐいす(鶯)



市章

位置・地勢

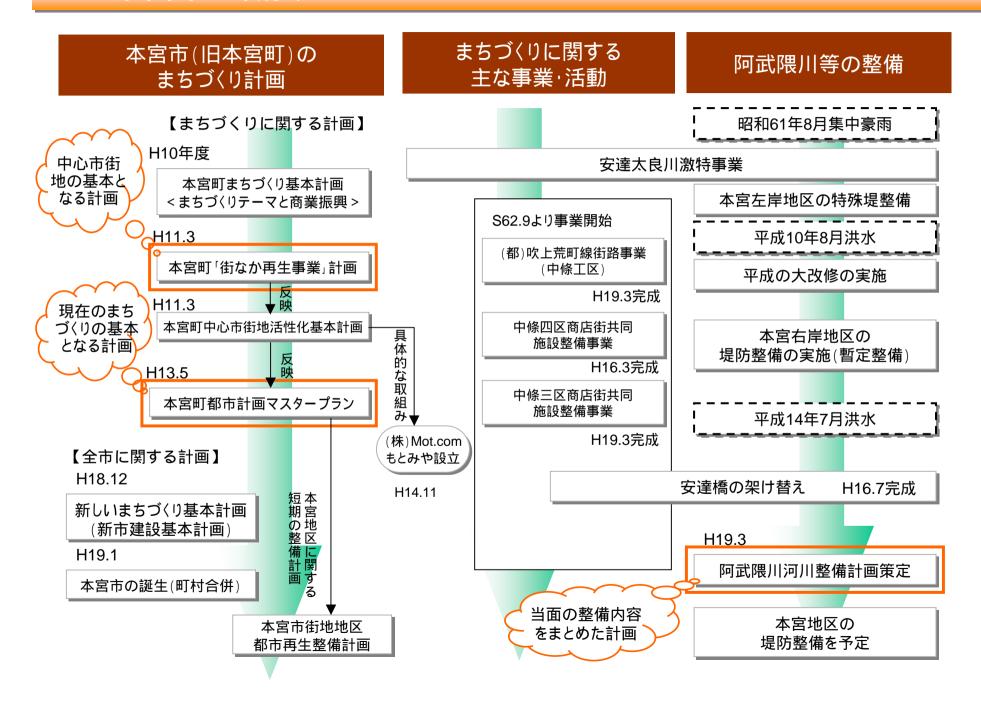
- ▶本宮市は福島県のほぼ中央に位置し、 東は三春町、南と西は郡山市、北は 大玉村・二本松市に接する。
- ▶市のほぼ中央を阿武隈川が貫流し、 東部には阿武隈山系の山並みや丘陵 地、農地が広がり、西部には安達太 良山等の山並みを有し、水と緑の豊 かな自然に恵まれている。
- ▶江戸時代は<mark>奥州街道の宿場町として</mark> 栄えてきた。



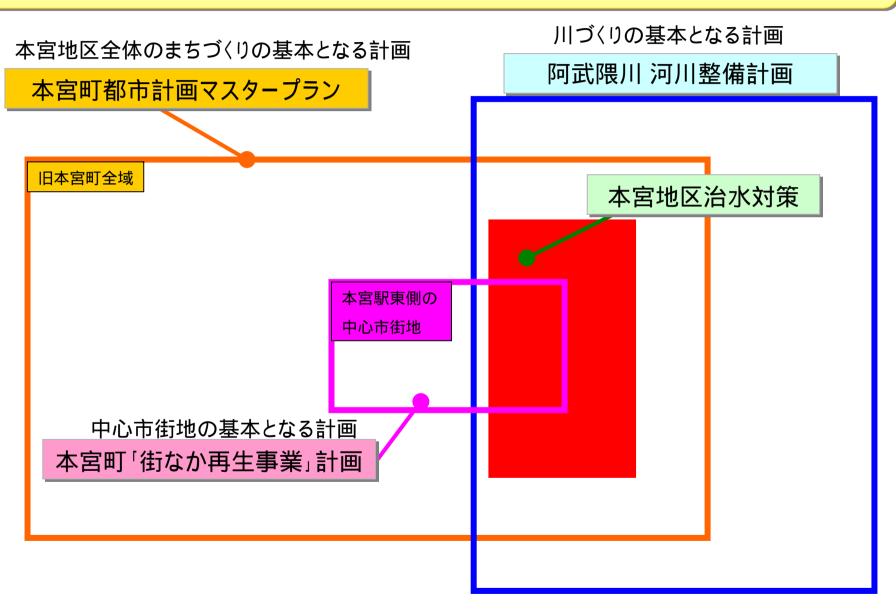
本宮市の位置



本宮市を貫流する阿武隈川



既存計画と本宮左岸地区治水対策との位置づけを模式図に整理すると以下のとおりである。



1-2. 阿武隈川の河川整備計画

治水の歴史

- ▶平成10年8月洪水を踏まえて平成の 大改修を実施
- ▶本宮地区は、右岸の堤防整備(暫定) と河道掘削等を実施
- ▶その後、平成14年7月洪水において、 浸水被害が発生



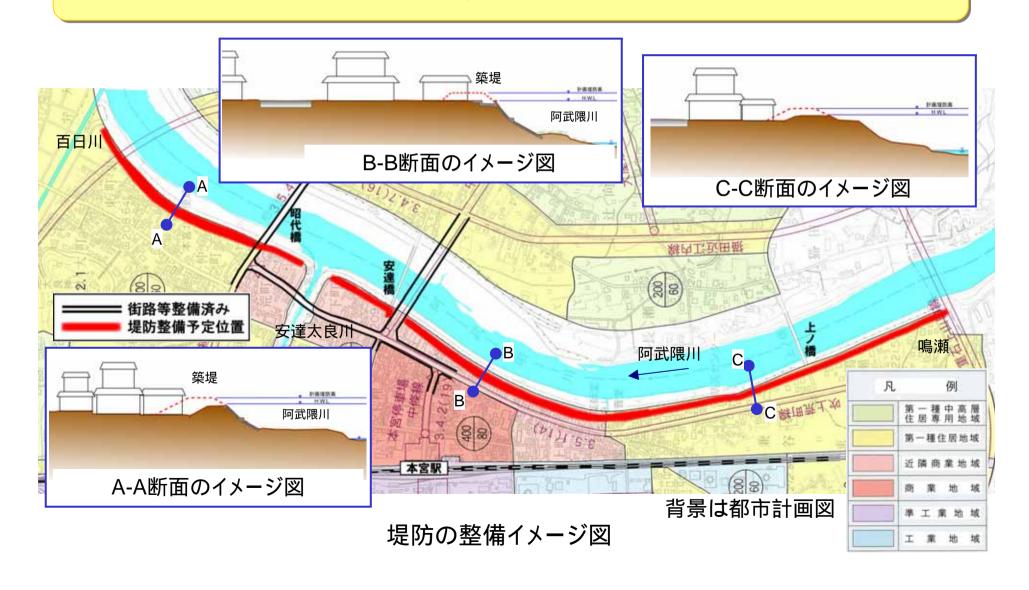
河川整備計画

- ▶平成19年3月に「阿武隈川水系河川 整備計画[大臣管理区間]」を策定
- ▶『戦後最大規模である昭和61年8月 洪水と同規模の洪水が発生しても外 水氾濫による床上浸水等重大な浸水 被害を防止するとともに、水田等農 地についても被害の軽減に努める』 ことを整備の目標に設定
- ▶本宮地区においては、堤防の断面が 不足しているため、堤防整備を目指 す。



本宮左岸·右岸地区(堤防整備予定箇所)

本宮左岸地区の堤防整備は、百日川~鳴瀬までの約2.2kmの区間を予定している。 堤防整備の実施にあたっては、用地の制約等により家屋の移転が生じる可能性が あり、市街地への影響が懸念される。



都市計画マスタープランの基本構想

旧本宮町の目指す都市づくり の基本理念

人の交流の要となるまちづくり

もとみや発のエネルギーを生むまちづくり

安全で、安心できるまちづくり

定住できる、快適で住みよいまちづくり

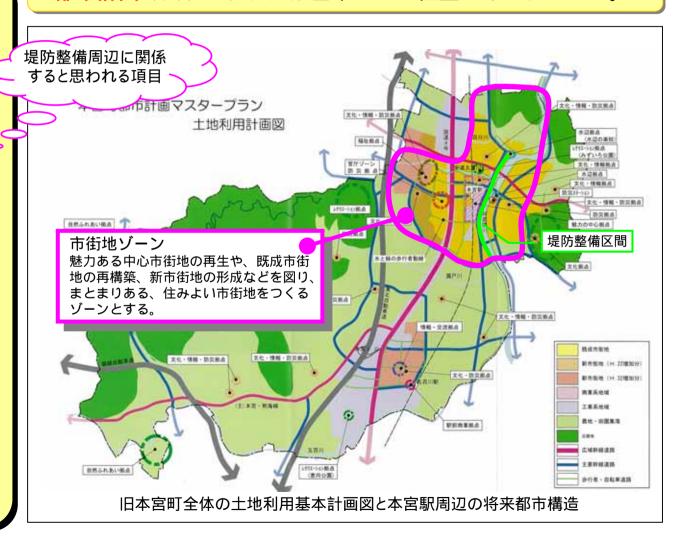
活気と魅力のある核(中心市街地)を持つまちづくり

川の流れを活かしたまちづくり

福祉を前提としたまちづくり

自然との共生を目指したまちづくり

豊かな自然や歴史·文化を活かした まちづくり 市街地全域を対象とした都市づくりの計画としては、本宮町都市計画マスタープランが基本として位置づけられている。



本宮地区の目標と方針

本宮市では、地域を5地区に区分して土地利用方針を設定 - 本宮地区は中心市街地を要するエリア -

本宮地区の目標

もとみやの中心地区にふさわしい、魅力と求心力のある中枢機能の整備、多様な都市機能の整備とともに、住み続けたくなる良好な住環境整備を図る。

土地利用整備の方針

複合的な機能を持つ拠点の形成

多機能で利便性の高い地区の形成

住み続けたくなる住環境の形成

水辺に親しむ拠点の形成

水と緑の歩行者動線を格子状に整備



本宮地区 土地利用計画図

1-3. まちづくり計画の概要

【本宮町都市計画マスタープラン】

本宮地区の土地利用整備の方針

堤防整備周辺地区は、大きく中心複合ゾーン、既成市街地ゾーンに区分され、水際は親水ゾーンとして位置づけられている。



本宮市の中心市街地のまちづくり計画の基本となる、旧本宮町「街なか再生事業」計画より、堤防整備周辺の位置づけを抽出すると以下のとおりである。

本宮町「街なか再生事業」計画

整備方針

河畔イメージを生かした店舗併 用の交流環境整備をする。

機能配置

河畔地区を低層住宅 ゾーンとして配置

河畔地区に、河畔イメージを共有する交流拠点機能を配置

駐車機能の配置(幹線道路沿い)



1-3. まちづくり計画の概要

【堤防整備周辺のまちづくりに求められる機能】

▶既往のまちづくり計画を踏まえて、堤防整備周辺のまちづくりに求められる ものとして、大きくは以下のように考えられる。

中心複合ゾーン(中心市街地)

河畔イメージを活かした店舗併用の交流環境整備

河川を活用した水と緑の歩行者空間・動線の確保・河川沿い道路のモール化

中心市街地における「まちの顔」となる道路空間・美しい街並み景観の創造

阿武隈川と対岸へのViewポイント・河川景観の確保

既成市街地ゾーン

住環境の再生による、快適で住みよい市街地の形成

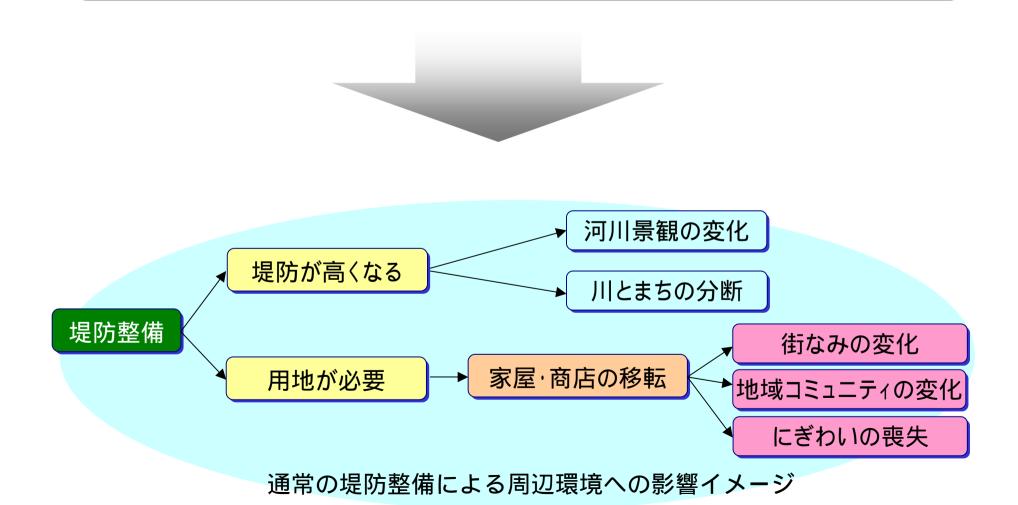
河川を活用した水と緑の歩行者空間・動線の確保

美しい街並み景観の創造

阿武隈川と対岸へのViewポイント・河川景観の確保

1-4. 本宮左岸地区の堤防整備における課題

▶本宮左岸地区は、阿武隈川の堤防整備(断面確保)を実施予定であるが、 堤防整備に伴う市街地への影響(下図参照)が懸念される。



- ▶本宮左岸地区は、治水対策として堤防整備を実施予定であるが、従来方式の堤防整備では市街地への影響が懸念される。
- ▶治水対策の実施にあたっては、河川事業のみならず、阿武隈川に隣接する住宅地や商業地さらに街路等を含めた「本宮左岸地区のまちづくりの方針を踏まえた総合的な計画の検討」が不可欠である。

本懇談会の趣旨・目的は

地域の意向を十分に把握した上で、関係する事業者の役割分担と連携のもとに、当該地区のまちづくりと一体となった 治水対策の計画を提言する。 検討区域としては、今後実施予定である堤防整備と一体となってまちづくりを考える必要がある区域を対象とする。



まちづくり懇談会における検討区域

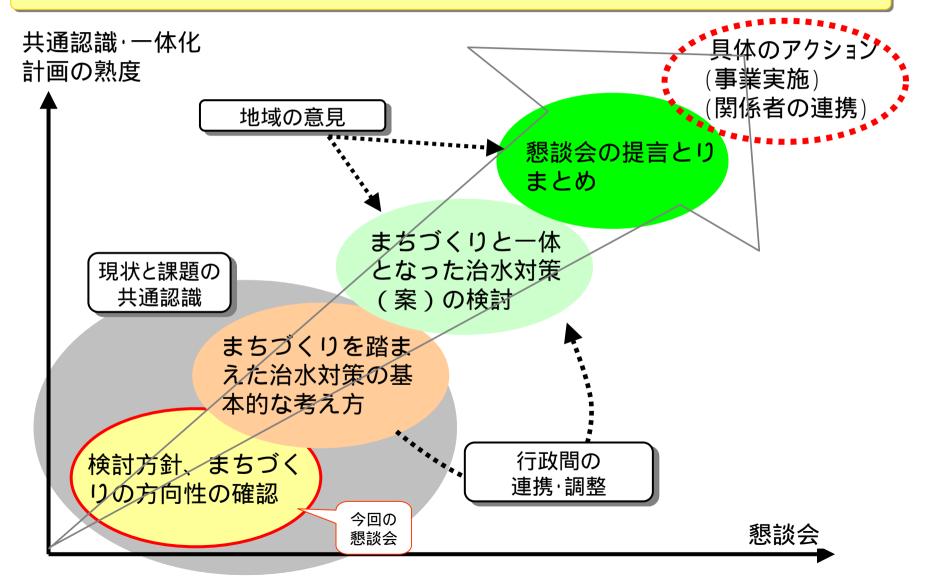
背景は都市計画図

2. 懇談会の検討内容とスケジュールについて

- 2-1. 懇談会の検討内容と進め方
- 2-2. 懇談会の概要
- 2-3.アウトプットイメージと 事業への反映

2-1. 懇談会の検討内容と進め方

本宮左岸地区のまちづくりの方向性や、現状と課題について共通認識を図った上で、まちづくりと一体となった治水対策の計画案を作成・提言する。



2-2. 懇談会の概要

- ▶懇談会は地域代表者、学識経験者、行政により構成する。
- ▶本宮左岸地区のまちづくりと一体となった治水対策の計画案作成・提言を目的とする。
- ▶検討の格段において、別途開催する「地区毎の意見を聴く会」でいただいた地域の意見を踏まえた検討を行う。

懇談会及び地区毎の意見を聴く会の概要

	阿武隈川本宮左岸地区
	まちづくり懇談会
メンバー 参加者	·地域代表者 ·学識経験者 ·行政 (本宮市、福島県、国土交通省)
目的· 概要	 本宮市街地のまちづくりの方向性や、 本宮左岸堤防整備における課題を踏まえた上で、関連計画・事業との整合を図り、まちづくりと一体となった治水対策の計画(案)の提言を最終目的として位置づける。 計画検討においては、別途開催する「地区毎の意見を聴く会」により聴取した住民意見・意向を踏まえる。
備考	計画の策定及び実施は事業者の責任で実施する。



地区毎の意見を聴く会

- ·地区住民
- ·行政
- (本宮市、福島県、国土交通省)
- ▶懇談会の検討経過や計画内容についての説明(情報提供)を各検討段階で実施する。
- ▶地域住民の意向を把握し懇談会の検討へ反映させる。

地区分会の区分は、整備内容や町内区分を考慮して決定する。

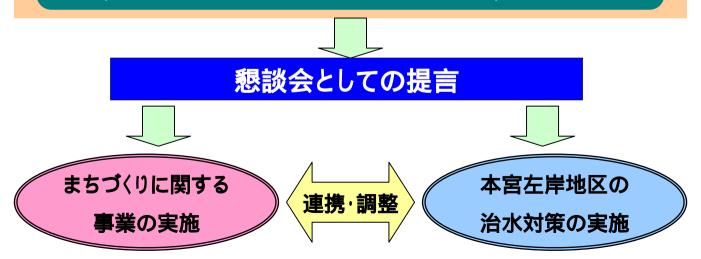
2-3. アウトプットイメージと事業への反映

まちづくりと一体となった治水対策計画の構成(案)

- 1 基本的な考え方
 - (対象区域:堤防整備と県道に挟まれた区域とその周辺)
 - (計画の趣旨、堤防整備の背景 等)
 - (既存計画を踏まえたゾーニング、基本コンセプト等)
- 2 まちづくりと一体となった<u>治水対策</u>
 - (阿武隈川本宮左岸地区のまちづくりの方針)
 - (まちづくりの方針を踏まえた治水対策の内容)
 - (まちづくり及び治水対策の基本構想図と整備メニュー など
- 3 実現に向けた取り組み

(地域と関係機関の連携のあり方)

(各事業者が実施する整備の評価とフォローアップ) など

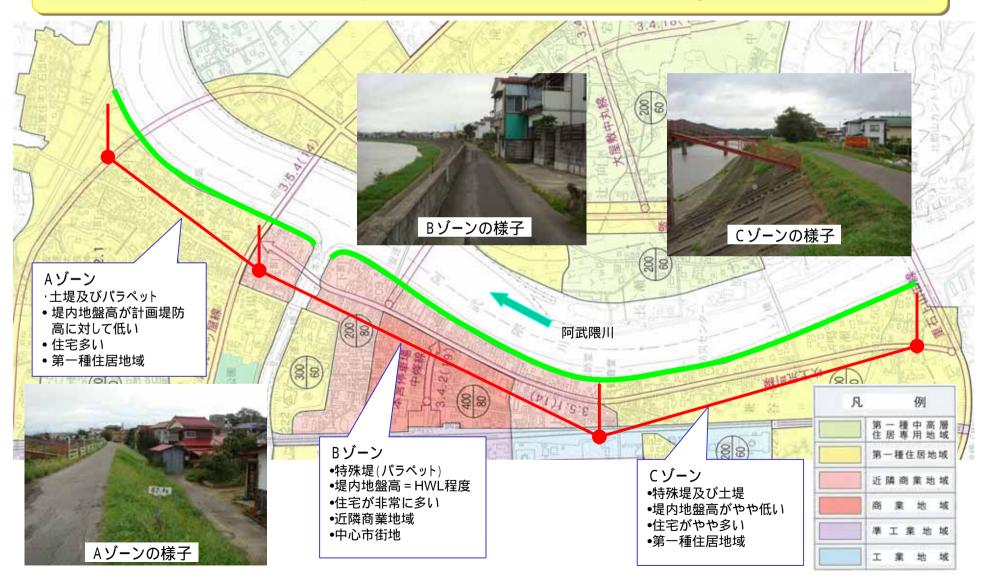


3.本宮左岸地区の現状とまちづくりの方向性について

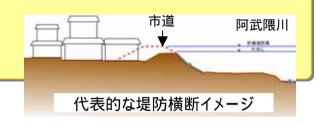
- 3-1.検討地区のゾーン区分
- 3-2. 検討地区の現状
- 3-3.検討地区のまちづくりの方向性

3-1.検討地区のゾーン区分

▶検討地区については、築堤高、背後土地利用、県道(商店街)との距離、既往のまちづくり計画の位置づけ等より、大きく3つのゾーンに区分される。



- ▶住宅地側の地盤に対して堤防が高く(2~3m)、堤防沿いには家屋が密集。
- ▶堤防上の道路は、市道(生活道路)として利用。
- ▶都市計画では住居地域。
- ▶都市計画マスタープランでは「既成市街地ゾーン」。



川沿いの街並み







幹線道路沿い等の街並み



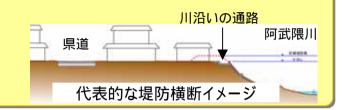
県道沿いの街並み(歩道有り)



県道沿いの街並み(歩道無し)



- ▶住宅地側の地盤は高く(河川の計画水位とほぼ同様)、川沿いは家屋が連担。
- ▶川沿いの通路は、沿川家屋の生活道路として利用。
- ▶県道沿いは、中心市街地の商店街。
- ▶都市計画では近隣商業地域。
- ▶都市計画マスタープランでは「中心複合ゾーン」。
- >「まちなか再生事業」の対象区間。



川沿いの街並み







幹線道路沿いの街並み





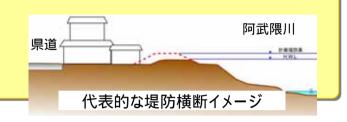


川沿いまで整備されたオープンスペース

3-2. 検討地区の現状

【Cゾーン(観音堂付近~鳴瀬地区)】

- ▶住宅地側の地盤に対して堤防の高さは1~2m、堤防沿いは家屋が連担。
- ▶堤防上の道路は比較的広く、川沿いの家屋の生活道路として利用。
- ▶県道沿いには店舗は点在。
- ▶都市計画では住居地域。
- ▶都市マスタープランの中では「既成市街地ゾーン」



川沿いの街並み



川沿いの街並み(新古今和歌集の看板)





幹線道路沿い等の街並み



県道沿いの街並み(下流側)

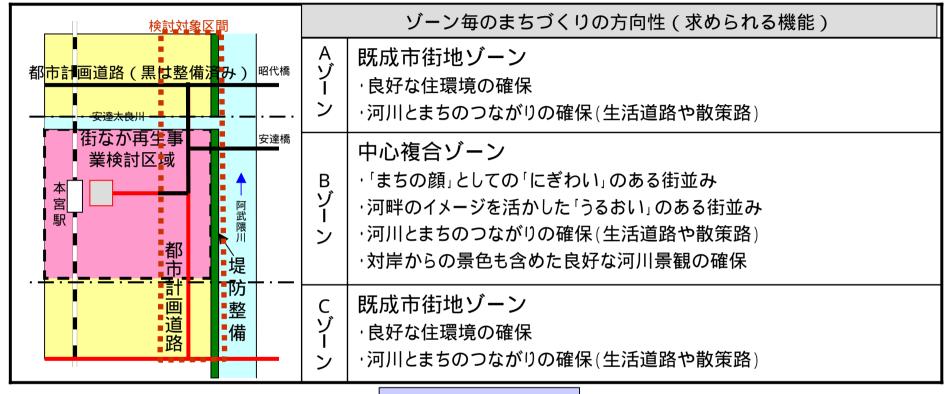


太郎丸観音堂(市指定文化財)



3-3.検討地区のまちづくりの方向性

検討地区の現状やまちづくり計画を踏まえると、まちづくりの方向性及び、検討における基本的な考え方は以下のように考えられる。



検討における基本的な考え方

各地区のまちづくりの方向性を踏まえた治水対策の計画を検討する。

検討における視点

治水安全性の確保

既存のまちづくり事業との整合

地区特性の反映

河川とまちのつながり